

運営管理機関変更のお手続きについて

ご注意ください

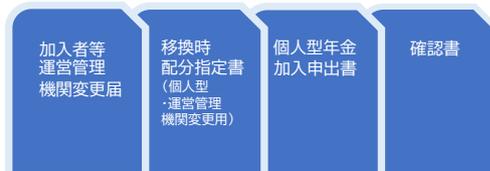
- 運営管理機関の変更はお手続きに1ヵ月半から2ヵ月程度時間を要します。
- 変更前の金融機関(運営管理機関)で保有していた年金資産(保有商品)はすべて現金化され、しんきんiDeCoへ移換されます。変更手続中は、現金で管理され運用することができません。
- 変更手続中は住所や被保険者種別、掛金額等の各種変更およびスイッチング等ができません。
- 掛金の引落は変更前の金融機関(運営管理機関)で登録された引落口座情報が引き継がれます。同時に引落口座の変更をご希望の場合は、以下の書類もご提出ください。
※運用指図者から加入者になる場合は不要です。
 - ◎加入者掛金引落機関変更届 ※第2号被保険者以外の方
 - ◎加入者登録情報変更届(第2号被保険者用) ※第2号被保険者の方
 - ◎預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書
- 変更前の金融機関(運営管理機関)で登録されている住所が現住所とは異なる場合、住所変更のお手続きも必要です。以下の書類もご提出ください。
 - ◎加入者等氏名・住所変更届 ※第2号被保険者以外の方
 - ◎加入者登録情報変更届(第2号被保険者用) ※第2号被保険者の方

お申込パターンによってお手続きに必要な書類が異なります

変更前プラン:加入者
変更後プラン:加入者



変更前プラン:運用指図者
変更後プラン:加入者



※掛金の払込方法が給与天引(事業主払込)の場合は、「事業主払込に関する証明書」のご提出が必要となります。
くわしくはコールセンターにお問い合わせください。

変更前プラン:運用指図者
変更後プラン:運用指図者



お手続きが完了するとJIS&Tから以下の書類が届きます

- ◎移換完了通知書
- ◎口座開設のお知らせ
- ◎インターネットパスワード設定のお知らせ
- ◎お取引報告書

本資料の内容の一部あるいは全部を、無断で複製複製(コピー)および電子化することはお断りしております。
本資料は発行日現在の法令、サービス等に基づいて作成しております。今後の制度・税制の改正やサービス内容の変更等により、記載内容が実際と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
会計、税務、法律面等については、公認会計士、税理士、弁護士等にご確認ください。